

令和6年2月2日
独立行政法人農畜産業振興機構

令和6年能登半島地震により罹災された登録生産者の
負担金の納付期限の延長について
(令和5年度の肉豚経営安定交付金制度)

この度の地震により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

このことについて市町村から、令和6年能登半島地震による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた登録生産者におきましては、令和5年度第4四半期の負担金の納付期限が延長されます。

延長を希望される場合は、別紙様式の裏書をご確認の上、下記の期限までに必要な手続きをお願いします。

記

納付期限延長希望申出書の提出期限：令和6年2月22日

(送付先)
〒106-8635
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構
畜産経営対策部養豚経営課
(電話番号：03-3583-1150)

別紙様式

令和5年度第4四半期負担金の納付期限延長希望申出書
(令和6年能登半島地震関連・令和5年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所

氏名（又は法人名、代表者役職名、代表者名）

登録生産者ID

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）附則46に基づく令和5年度第4四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則47の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 1 罹災日
- 2 罹災内容
- 3 罹災した農場（畜産関連施設）の住所

4 添付書類

市町村が交付した畜産関連施設の被害を証明する書類で以下の①～③を満たす書類

- ①罹災原因が、令和6年能登半島地震によるものとなっていること。
- ②罹災証明書等の宛名が、本制度の登録生産者名と同一になっていること。
- ③罹災証明書等に記載される罹災（被害）物は、豚舎等の生産関連施設に限る。機械・器具、住居又は6次産業化関連施設（流通、加工、販売関連施設等）のみの被害は、対象外。

※なお、市町村が発行する被害を証明する書類について、発行の遅れ等により添付が間に合わない場合は、あらかじめご連絡をお願いします。
入手出来次第、ご提出ください。

別紙様式の裏書

提出期限等について

1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限：令和6年2月22日（必着）

※上記提出期限に間に合わない方は、必ず下記の送付先までご連絡ください

※令和5年度第4四半期負担金納付依頼書を3月上旬までに送付することになっています。提出期限までに市町村が発行する証拠書類が確認できない場合には、あらかじめのご連絡の有無にかかわらず、同依頼書を送付する場合がありますのでご承知おきください。

※負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより納付期限延長希望申出書の受理後であっても引落しが実行される場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、その旨ご了承ください。

2 上記の申出書を提出した方の納付期限等の取扱い

(1) 令和5年度第4四半期の納付期限

令和5年度第4四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

(2) 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和5年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付がある場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金する必要はありません。なお、令和5年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付がない場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

令和5年度第4四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、令和5年度第4四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課

(電話番号：03-3583-1150)